

令和 7 年 2 月定例会 総務委員会（付託）

令和 7 年 2 月 21 日（金）

〔委員会の概要 知事戦略公室・企画総務部関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時29分）

これより知事戦略公室・企画総務部関係の審査を行います。

知事戦略公室・企画総務部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案及び追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出議案（追加）、補正予算案の概要、説明資料（その 3））

- 議案第64号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第65号 令和 6 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第76号 令和 6 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第77号 令和 6 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第84号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【追加提出予定議案】（提出予定議案（追加）、説明資料（その 5））

- 議案第88号 徳島新未来創生総合計画の変更について

【報告事項】

- 万代庁舎議会システム改修工事等の着手延期について（資料 1）

上田企画総務部長

初めに、追加提出議案等の全体状況について御説明いたします。

令和 7 年 2 月徳島県議会定例会提出議案（追加）を御覧ください。

去る 2 月 19 日の一般質問日に提出いたしました案件は、補正予算案 21 件、条例案 2 件及び契約議案 1 件の合計 24 件となっております。

そのうち補正予算案の内訳は、一般会計が第 64 号及び第 87 号の 2 件、特別会計が第 65 号から第 77 号までの 13 件、企業会計が第 78 号から第 83 号までの 6 件となっております。

そして、条例案が第 84 号、第 85 号の 2 件、契約議案が第 86 号の 1 件となっております。

このうち、知事戦略公室・企画総務部・出納局所管分は、予算案が第 64 号、第 65 号及び第 76 号、第 77 号の 4 件、条例案が第 84 号の 1 件でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

続いて、補正予算案につきまして御説明申し上げます。

令和 6 年度 2 月補正予算（案）の概要（追加分）を御覧いただければと存じます。

1 ページの 1 に記載のとおり、一般会計の補正予算額は 116 億 7, 111 万 2, 000 円の減額となっております。

2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、上段の（１）歳入であります、主なものにつきまして御説明申し上げます。

01の県税につきましては、上場株式の譲渡益や配当益の増などを反映し、増額となっております。

09の国庫支出金につきましては、災害復旧費国庫負担金の減などにより減額となっております。

15の県債につきましては、災害復旧債の減などにより減額となっております。

次に、下段の（２）歳出であります、02の総務費につきましては、減債基金及び二十一世紀創造基金への積立てを行うことなどから増額となっております。

06の農林水産業費及び08の土木費につきましては、いずれも災害関連事業費の確定などによる減額であります。

11の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額であります。

3ページにつきましては、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

4ページ、5ページでございますが、4ページには特別会計の状況につきまして、5ページが公営企業会計の状況につきましてそれぞれ記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、令和7年度第1号補正予算（案）の概要を御覧ください。

1ページの1に記載のとおり、一般会計予算の補正予算額は3億1,100万円となっております。

続きまして、2の補正の内容を御覧ください。

今回の補正予算案は、藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備の推進を図るため、設計などに係る経費を追加するものとなります。

2ページをお願いいたします。

上段（１）の表の上段部分に第1号補正額と記載されている箇所を縦に御覧いただきますと、歳入につきましては繰入金に、また、下段（２）の表も同様に御覧いただきますと、歳出につきましては、教育費におきまして、それぞれ補正額を計上いたしてございます。

3ページをお願いいたします。

歳出の性質別の内訳を記載しておりますので御確認をお願いいたします。

続きまして、令和7年2月徳島県議会定例会提出予定議案（追加）を御覧ください。

閉会日に、教育委員会教育長、海区漁業調整委員会委員の任期到来に伴う人事案件及び徳島新未来創生総合計画の変更を追加提出する予定としてございます。

このうち、知事戦略公室・企画総務部・出納局所管分として、徳島新未来創生総合計画の変更につきまして、後ほど別の資料にて御説明させていただきます。

追加提出議案等の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、総務委員会説明資料（その3）に基づきまして、知事戦略公室・企画総務部・出納局関係の追加提出いたしました案件につきまして、その概要を御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

令和6年度徳島県一般会計補正予算案でございますが、表の左から3列目、補正額の一

番下の総計欄を御覧いただきますと、今回の補正額は80億2,492万8,000円の増額でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,370億7,990万9,000円となっております。この増額の主な要因は、各種基金の積立金の補正などでございます。

4ページを御覧ください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正でありまして、表の左から4列目、補正額の一番下の合計欄を御覧いただきますと、補正額は9,814万9,000円の減額で、補正後の総額は、その右側の欄ですが、1,347億4,558万9,000円となっております。

次に、課別主要事項について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

知事戦略公室につきましては、秘書業務、渉外事務等に要する経費等の補正でございます。

6ページをお願いいたします。

政策企画課につきましては、企画調整並びに各事業に要する経費等の補正でございます。

7ページを御覧ください。

総務監察課につきましては、連絡調整や監査事務に要する経費等の補正でございます。

8ページをお願いいたします。

人事課につきましては、職員研修に要する経費等の補正でございます。

9ページをお願いいたします。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当等の補正でございます。

10ページを御覧ください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理をするための経費の補正でございます。

11ページを御覧ください。

財政課につきましては、各種基金積立金の補正及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

12ページに移りまして、特別会計につきましても同様の補正でございます。

13ページを御覧ください。

管財課につきましては、庁舎の維持管理や特別会計における用度購入に要する経費等の補正でございます。

14ページをお願いいたします。

税務課につきましては、地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

15ページに移りまして、特別会計に係る補正に加え、下段に県税等収入見込額を記載するとともに、16ページには、当該県税の内訳を記載しております。

17ページをお願いいたします。

市町村課につきましては、市町村振興宝くじ収益金交付金の配分額の確定等に伴う補正でございます。

18ページをお願いいたします。

情報政策課につきましては、県庁総合サービスネットワークの活用や民間サービスを活用した高速情報通信網の運営に要する経費等の補正でございます。

19ページをお願いいたします。

統計課につきましては、各種統計調査等の実施に係る経費の確定等による補正でございます。

20ページ、21ページが出納局でございます。

20ページが会計課、21ページが公共入札検査課であります。出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

22ページを御覧ください。

議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

繰越明許費の追加といたしまして、人事課所管の職員研修費におきまして、計画に関する諸条件により年度内完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

24ページを御覧ください。債務負担行為でございます。

情報政策課の事業・事業者情報管理システム構築等業務委託契約につきまして、債務負担行為の限度額の変更をお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意努めてまいるのでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

25ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の追加でありまして、26ページの地方債の変更と併せてお願いするものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、27ページを御覧ください。

その他の議案といたしまして、条例案が1件ございます。

①一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により地方公務員法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

続きまして、総務委員会説明資料（その5）を御覧いただきたいと思います。

こちらは、先ほど提出議案等の全体状況で御説明いたしましたが、閉会日に追加提出する予定の案件でございます。

3ページをお願いいたします。

その他の議案といたしまして、徳島新未来創生総合計画の変更についてでございます。

ア、提案理由に記載のとおり、計画内容の一部を変更することにつきまして、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものであります。

本計画は、実効性のある計画とするべく、毎年度改善見直しを行うこととしており、この度、昨年末及び今月の全議員勉強会を含めた県議会や総合計画審議会における御提言を踏まえつつ、さらには、パブリックコメントにより、県民の皆様からの御意見もお伺いした上で、別冊のとおり、徳島新未来創生総合計画（令和7年度版）案として、取りまとめ

たところでございます。

追加提出案件及び提出予定案件の御説明は、以上でございます。

続きまして、企画総務部から1点御報告申し上げます。

資料1をお願いいたします。

万代庁舎議会システム改修工事等の着手延期についてでございます。

議会システム改修につきましては、令和7年度改修に向け準備を進めてまいりましたが、この度、万代庁舎の行政棟、議会棟におきまして、天井内の耐火被覆材に基準値以上のアスベストが含有されていることが判明いたしました。

厚生労働省ホームページのアスベストに関するQ&Aでは、アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれていますが、天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられるとされてございます。

この点、執務室内の空気環境測定を行いましたところ、空気中のアスベスト濃度については、健康被害の目安を大きく下回っておりましたので、併せて御報告いたします。

なお、大気汚染防止法において、アスベストを含む耐火被覆材に触れる工事につきましては、石綿飛散防止対策が義務付けられており、触れない場合においても細心の注意を払う必要があることから、まずは作業方法等について検討を行い、令和8年度以降工事に着手することとしております。

福山委員長

以上で説明等は終わりました。

なお、ただいま説明のありました議案第88号、徳島新未来創生総合計画の変更についてにつきましては、去る2月18日の議会運営委員会において、本日の委員会で十分審議の上、議案提出予定の3月10日の本会議においては、委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

山西委員

私からは、先ほど部長から御報告を頂きました、万代庁舎のアスベストについて何点か疑問点をお尋ねしてまいりたいと思います。

万代庁舎の天井内の耐火被覆材にアスベストが含有されていることが分かったということで、予定しておりました議会棟の議会システム改修工事が延期するという御報告でありました。

まずこの件について、詳しい経緯を御報告いただきたいと思います。

千崎管財課長

ただいま山西委員より、議会システム改修工事延期に至る詳しい経緯について御質問を頂きました。

令和6年度実施予定の工事の過程におきまして、受注事業者が天井内の耐火被覆材にア

スベストが含まれている可能性がある」と認識し、分析を行ったところアスベストであることが判明いたしました。

このため管財課において、まずは行政棟及び議会棟にアスベストが含まれているかどうかの定性分析を実施し、調査の結果、天井内の耐火被覆材には0.1%から5%の量のアスベストが含有されていることが判明いたしました。

次に、どのくらいの量のアスベストが含まれているかについて、天井内の耐火被覆材の定量分析を行ったところ、規制対象となる0.1%を超えていることを確認しました。

一方、大気汚染防止法におきまして、アスベストを含む耐火被覆材に触れる工事については石綿飛散防止対策が義務付けられており、触れない場合においても細心の注意を払う必要があるとされております。

そのため、天井内の工事が必要な議会システム改修工事については、まずこういった工法での工事が可能かの調査を行った上で工事に着手したいと考えております。

山西委員

ただいま御答弁いただきましたが、定量分析を行った結果、規制対象となる0.1%を超えている結果であったということですが、天井内の耐火被覆材にはアスベストが含まれていたということで、執務室内に問題はないのかどうか、職員の皆様の健康への影響はあるのかどうか、そのあたりを確認しておきます。

千崎管財課長

ただいま山西委員から、執務室内における状況及び職員の健康への影響について御質問を頂きました。

執務室内のアスベスト濃度につきましては、空気環境測定を実施したところでございます。

この結果、執務室内の空気中には健康被害の目安とされる数値を大きく下回っているという検査結果が出たところでございます。

具体的には、大気中の石綿濃度はファイバーリットルが単位となっており、これは空気1 L中に含まれる石綿の本数を表しております。この数値が行政棟においては、0.057ファイバーリットル、議会棟においては、0.056ファイバーリットル未満となっており、健康被害の目安とされる10ファイバーリットルを大きく下回っております。

なお、国の通知等の見解によれば、一般環境大気中とほぼ同程度と考えられ、居住者に対するリスクは極めて小さく、直ちに問題となるレベルではないと考えられるとのことであります。

また定期的に、年に6回程度実施しております執務室の空気環境測定におきましても、異常がないことを確認しております。

山西委員

直ちに問題となるレベルではないという答弁でありました。

アスベストについては御承知のとおり、過去に健康被害が大変大きな問題になって社会問題になりました。その時に、国において全国調査をしております。今回見つかったとい

うことでありますが、万代庁舎について、当時どのように回答していたのか、確認しておきます。

千崎管財課長

ただいま山西委員から、全国調査の回答状況及び本県については、今回初めて判明したのかという御質問を頂きました。

平成17年に総務省から発出された調査依頼文において、アスベストの確認方法については目視等によるものとし、アスベスト部分が露出している部分の有無で判断することとされておりました。

通知を受け、県における調査方法につきましては、設計図書等に基づく調査及び目視検査、目視で発見された場合は確認検査を実施し評価の3点としております。これに基づき調査した結果、万代庁舎におきましては図面上でアスベストの記載はなく、目視で確認できました行政棟各階、階段裏及びエレベーターホールの天井、議会棟につきましては、議場、傍聴席、食堂・サロン、議会ホールの天井について、アスベストが含まれていると報告しているところでございます。

そのため、今回判明した箇所につきましては、工事に先立つ検査によって新たに判明したものでございます。

山西委員

アスベストが使われている天井については、アスベストが落ちてくる可能性はないのか、お尋ねいたします。

千崎管財課長

ただいま山西委員から、執務室内にアスベストが落ちてくる可能性はないのかという御質問を頂きました。

吹付剤の表面状態につきましては、毎年目視で点検しており、現在のところは変化が認められていない状況にございます。なお、変化が認められた場合におきましては、空気環境測定を行った上で、必要な措置を講じることとなると考えております。

山西委員

今回、万代庁舎でこのように発見されたということですが、万代庁舎以外の他の庁舎も全体的に老朽化していると思います。万代庁舎以外の他の庁舎において、アスベストが使用されている可能性があると思いますが、どのような見解かお尋ねいたします。

千崎管財課長

ただいま山西委員から、万代庁舎以外の庁舎についての可能性について御質問を頂きました。

現行のアスベスト規制以前に建てられた庁舎につきましては、アスベストが使用されている可能性はあると考えております。

ただし、工事を実施する際には事前調査を行う必要があること、天井裏壁の内部にある

吹き付けアスベストからは通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いことから、アスベストが執務室内に飛散することはないと考えております。

なお今後、関係課と情報共有を行うとともに、連携して県内市町村や民間事業者への注意喚起も行ってまいりたいと考えております。

山西委員

最後に今回、議会システムの改修がありますが、この議会システム改修以外に延期する工事はあるのか、確認しておきたいと思います。

千崎管財課長

ただいま山西委員から、ほかに延期する工事があるのかという御質問を頂きました。

万代庁舎において、現行の蛍光灯からLEDに変更するため、照明機器の更新やセンサーの設置工事等を令和7年度に予定していたところでございます。当該工事につきましても、まずはこういった工法での工事が可能かの調査を行った上で、工事に着手したいと考えております。

山西委員

職員や議員、また来庁者の健康に関わることでありますので、まずは安心安全を第一に事業を進めていただきたいと思います。

議会の音響システムもかなり老朽化しており、委員会室によってはうまくマイクが機能しないこともございますので、その上で可能な限り早く工事に着工していただくことをお願いしまして、質問を終わります。

平山委員

私からは新ホール整備に向け、徳島市との協議状況について、何点か質問させていただきます。

新ホール整備に関して、先週の本会議で、知事より、新たな協定を結ぶことや土地の返還について言及があり、いよいよ協議が煮詰まってきたような印象を受けております。

新ホール整備については、追加提出予算が経済委員会に付託されておりますが、徳島市とのこれまでの協議の過程などについて確認しておきたいので、本委員会でも所掌する範囲でお聞きしたいと思います。

まずは、11月議会が閉会して以降の、徳島市との協議状況について、詳しく説明してください。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

平山委員より、新ホール整備に関しまして、11月議会が閉会して以降の徳島市との協議状況について、御質問を頂きました。

まず、1月29日でございます。

県と徳島市の幹部職員が協議を行い、県市基本協定の改定については、市議会の意見を踏まえた手法の検討が必要、市から県に譲与していただいている土地についても、市議会

からの意見を踏まえ、返還する必要があるのではないかなどの意見交換を行いました。

このような徳島市との協議状況を踏まえ、県市基本協定改定の手法や土地の取扱いについて、県としての方向性を固める必要がありますことから、2月7日、知事と対応方針について協議を行い、新たな協定を結ぶことや、市から求めがあった場合、土地は返還することなど、県としての考え方をまとめました。

その上で、去る2月13日に、再度、徳島市と協議を行い、その席上、市の幹部職員から、現協定を終了させた上で、早期整備プランに基づいた新たな協定を結びたい、県に対して譲与した土地については、契約の規定に基づき返還していただきたいと考えているとの申入れがございまして、これを踏まえた対応を進めるとの方向性を県市双方の理事者間で確認したところでございます。

こうした中、先日の本会議において、関連する御質問を頂きまして、知事から、新たな協定を結びたい旨、また、土地に関し、徳島市が解除権を行使する場合には返還したい旨、答弁を申し上げたところでございます。

今後とも、早期整備プラン、県市基本協定、土地の取扱いを一体的に整理し、県市協調による新ホールの早期実現が図れますよう関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

平山委員

経緯については分かりました。県ではこれまで、協定は改定すると言ってきましたが、今回新たな協定を結ぶことにした理由を説明してください。これは白紙化ではないと理解してよろしいでしょうか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

平山委員より、今回新たな協定を結ぶこととした理由、白紙化の考え方について御質問を頂きました。

徳島市との協議の過程における議論でございますので、当室からお答えさせていただきます。

新ホール整備を着実に進めていくためには、徳島市における議論の進展が必要でございまして、去る1月29日の協議の際におきましても、徳島市議会における意見を踏まえた手法の検討が必要である旨、市幹部職員よりお伺いしておりました。

こうした市との協議状況を踏まえ、2月7日に行った知事との協議におきまして、新たな協定を締結するという方向性を確認したところでございます。その上で、先ほど申しましたとおり、市の理事者からも、2月13日に行った協議の場において、新たな協定を締結するという手続を取ってほしいとの申入れを正式に頂いたものでございます。

こうしたことから、この度の本会議で知事が答弁いたしましたように、県市協調で整備することや、県立ホールとして県が管理することなど、これまでの考え方や理念を引き継ぐ形で新たな協定を結ぶこととなったところでございます。

協定の白紙化ということにつきましても、繰り返しではございますが、この度御説明申し上げます新たな協定については、現協定の考え方や理念を引き継ぐ形でまとめたと考えており、現在の県市基本協定を白紙にすることは考えておりません。

平山委員

市の意向に配慮しつつ、今の協定の考え方や理念を引き継ぐことをしっかりと盛り込む形で、新たな協定を結ぶということで理解いたしました。

これはもう、この対応方針について、県と市で合意したということでしょうか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

今回の対応方針について県として合意をしたのかという御質問でございます。

2月13日の徳島市との協議の場におきましては、現協定を終了させ早期整備プランに基づいた新たな協定を結ぶこと、また、徳島市が財産譲与契約に基づいて解除権を行使する場合には、契約の規定に従い、土地を返還することなどの今後の方向性について、県市の理事者間で確認したところでございます。

平山委員

県と市の理事者間での確認ということで理解いたしました。

最後に1点、今後の見通しについてお尋ねしたいのですが、新たな協定の具体的な内容や今後のスケジュールは、知事戦略公室で答えられますか。これは、経済委員会の観光スポーツ文化部が所管の委員会で答えることなののでしょうか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

新たな協定の具体的な内容、スケジュール等についての御質問でございます。

今後の県市基本協定の見直しに向けたスケジュールにつきまして、委員お話しのとおり、新ホール整備に係る県市協定の改定については、観光スポーツ文化部において所管しており、新たな協定の具体的な内容や今後の進め方などにつきましては、観光スポーツ文化部において対応させていただくこととしています。

平山委員

今、答弁いただいたように、先日、知事が本会議で答弁した新たな協定を結ぶ案や、市から求めがあれば土地を返還するなどについては、市と協議を重ね、その上で、市からの申入れを踏まえて県として判断した方針だということが分かりました。

今後、経済委員会や徳島市議会でも議論されると思います。本当に様々な意見がございますので、丁寧に進めていただきたいと私から要望いたしまして、質問を終わります。

福山委員長

午食のため休憩いたします。（11時59分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。（13時02分）

それでは質疑をどうぞ。

岡委員

先ほどの平山委員の質問にちょっと関連してお聞かせいただきたいと思います。

先ほど、本会議の代表質問のときに発表された協定を新たに結び直すということと、土地に関しては、市から解除権の行使という話があれば、土地も返しますというようなことが発表されました。

議会運営委員会でもお話しさせていただいたのですが、初耳でして。先ほど平山委員の質問に、知事戦略公室から時系列でどういうことがあったのかというお話があったと思います。

私の認識としてさっき聞いたので、一応確認させていただきたいのですが、1月29日に市の幹部と協議したと。その中で、市議会からの要望というか要請というか、去年の9月議会のあたりだったと思うのですが、そこであったことをしっかり考えてほしいというような話があったと。それを受けて、検討して、2月7日に知事と協議して、そういう話があることを共有して、そこでもう今回の発表の内容を共有した。こういう方向でいきたいと決めたということですか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

市との協議に関する御質問でございますが、委員からおっしゃっていただいたように、1月29日には、県と徳島市の幹部職員で協議を行いまして、市議会の意見を踏まえた手法の検討が必要という旨の意見交換を行いました。

その後、2月7日に知事と対応方針について協議を行い、新たな協定を結ぶこと、市から求めがあった場合は土地を返還することなど、県としての考え方をまとめたところでございます。

岡委員

7日にはそういう方法でいこうと決めたという認識でよろしいですね。7日の協議の中で。

で、12日の開会日に、これはどういう意図があって言ったのかは知りませんが、散会後の取材ということで、ネットニュースで見た新聞記事です。基本協定の改定について、県、県議会、そして徳島市と、全て改定をすることは一致していると述べ、市議会の求める協定の白紙化には応じない姿勢を改めて示したというような記事が出ていたのです。

2月13日ですかね、協定を新たに作り直すっていう話が出たのは。ちょっと私、その辺ははっきりと覚えてないですし、報道があったのか、何があったのか。その辺からそういう話が出だしたという話は後で聞いた。

で、18日の本会議の日に、代表質問の中で正式にそういう考え方を表明されたということですね。何か認識が間違っているところはありませんか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

2月7日につきましては、県としての考え方をまとめたところでございます。

12日の開会日につきましては、その時点では徳島市と共に協議中の案件でありましたことから、まずは理事者同士で一定の共通の理解を得た上で、対外的にはお示しすべきもの

と考えており、2月13日には、再度徳島市と協議を行い、先ほど申した内容ですが、市の申入れを踏まえた方向性を県市双方の理事者間で確認いたしました。

その後、本会議におきまして御質問を頂き、知事から、先ほど申した新たな協定を結ぶたい旨、土地は解除権行使があった場合は、返還したい旨の答弁を申し上げたところでございます。時系列で申し上げました。

岡委員

分かりました。

13日に協議したということですね。前段にはある程度決めていたけれど。だったら、例えば市と協議する前でも、こういう発言というのは非常に不用意ではないかなと思います。

何が変わった、何でいきなり変わったという話にまずなるのだろうと。こういう、発言と言動が一致していないということは、いろんな方から不信感を、今まで何回もやってきていますので、不信感は大分溜まりに溜ま^たっているでしょうが。そういうことを考えてなかったのかなという気がしますし、徳島市議会から申入れがあったのは、去年9月議会のときですね。

今までに徳島市と幹部協議をやってきたと思うのですが、市議会の要望や提案について考える必要があるというお話は一回もなかったのですか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

徳島市からは、これまで市議会の状況については十分お聞きしておりました。今回の県の考え方の整理、また方針につきまして、徳島市から考え方が示されたのは、先ほど申した1月29日からの協議以降でございます。

岡委員

何で急に変わったのだろうと、よく分からないのです。何で、何か月も放ったらかしできたけど、いやいや、もう協定の改定ですと。土地のことも一体的に整理して協定改定するのですと。協定を白紙化するようなことがあれば、徳島市でホールを建てることの根拠を失いますとまで言っていたわけですね。

市のほうでは、いろいろ答弁を見ましたけど、一旦協定を白紙化したらもう県が二度と話をしてくれないようになるかもしれないという意見も出ていたみたいです。多分御存じですね。そのような状況で、この1月29日に徳島市が市議会の要望や要請も加えて話を考えてくれないかという話があるまで、話し合いをしてないということ自体、今まで一体何をしていたのだろうと思うのです。個人的にですけども。

ここには担当者いませんけど、私、知事になられて、就任した直後からそのことをずっと言っていたのです。一旦きちんとやり直したらと。ホールの位置を変えるのだったら変えると話をして。当たり前のことじゃないですか。そういうのが、何で突然こんなときになってバタバタ動き出すのだろうというのが、非常に不可解なのです。

状況が分かっていたにもかかわらず、何の話もしなかった。県市協調でやっていくのですよね。県議会の理解も市議会の理解も当然得ていかなければなりませんよね。得ていなくてもいいのですか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

今まで議論があったのに、なぜ急に変わるのか、また、市議会の理解をどう考えているのかという御質問でございます。

新ホール整備を進めていくためには、徳島市における議論の進展が必要でありましたことから、繰り返しですが1月29日の協議の際に、徳島市から市議会における意見を踏まえた手法の検討が必要である旨、幹部職員よりお伺いしておりました。その後、2月7日、知事との協議、また、2月13日の正式な申入れを受けて、本会議で答弁したように、これまでの考え方や理念を引き継ぐ形で新たな協定を結ぶこととお示しさせていただいたところでありまして、委員から急に動き出したということでございますが、これまでの方針とは変わったものとは考えておりません。

岡委員

これまでの方針とは変わったものではないというのですが、変わっているじゃないですか。変わった。全然違う。協定は改定ではないのでしょうか。新たな協定を作るのでしょうか。違うものじゃないんですか。

結果的に一緒のものになるかもしれませんよ。よく似たものになる可能性はありますよ。

けど、現段階でまだその議論もしてない中で、理念引き継ぎますって言っているのはあなた方でしょう。市の幹部の人も引き継いでやりましょうって言っているのかもしれない。議会での議論はどうなるか分かりませんよ。そこでまたストップしてしまう可能性だってあるわけです。だって前の計画のほうが絶対良いいって人もおるわけですから。

今まで、実際のことをいうと、私自身も半分以上そうなのですが、中身の議論については、ほとんどしてないと思っているのです。ほぼ手続論、いい加減なことするから。手順をすっ飛ばして勝手に発表して、勝手に予算付けて、勝手に通して。そういうことをするから反発を生んできたわけです、今までずっと。きちんと手続を踏めということしか、ほとんど私は言ってないのです。

引き継いでと、どの口が言っているのだろうかと思うのです。決定事項なのですか。ほとんど変わらないと、何も変わらんと、そのまま引き継ぐと。それは無理ですよ、協定に関しては中身が違うから。どういうお考えで発言されているのか。某新聞には、旧の協定を廃止と書いてあったのです。某テレビでは、白紙ではない、新たな協定をまくことになると。別に質問しているわけではないのですが、マスコミの皆さん方にも気を付けていただきたいのですが、誤った情報が出ているのです。

土地の返還もするということを言うたって。どなたが発言されたかは、自分で分かると思いますが。そんなことは言ってないですよ。市が言ってきたら返しますと言っているだけで。だって、言ってこなかったら土地はそのままなのでしょう。ですよ。

あそこでホールをするために、負担付譲与で渡した土地なのですから、市が解除権を行使したらとかいう前に返すべきではないかと思うのです。これもまた向こうに聞けって言うのでしょうか。担当が違うからって。分かっているのですが。

言葉遊びをしているようにしか思えないのですよ。実際、前の計画はどうなるのですか。なくなるのですか。なくなるのでしょうか。新しい計画を作るのでしょうか。それとも、ずる

ずる引っ張って、ほぼ内容を引き継いだから、ほぼ改定ですが、改定というと反発を生むから新たな協定を作ると言っているのですか。教えてください。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

協定の形が改定から新たなものに変わったとの御指摘でございますが、協定の形は改定から新たにということですが、先ほどから申し上げているように、これまでの考え方、また理念をしっかりとこの新しい協定に引き継ぐ形で、新しい協定を結ぶ方向で進めてまいりたいと考えております。

その手続がないという御指摘でございますが、具体的な改定に係る内容になろうかと思っておりますので、観光スポーツ文化部で御審議させていただくものと考えております。

岡委員

僕は別に、考えるのは良いって言っているのです。全部いろんなものを引き継いでいて。変えないといけないところも出てきますよね。協定って見たことありますか。ありますよね。私は何回も見たのですが、どこに理念が書いてあるのですか。具体的にどういう役割で、どういうことをしていこうかということは結構書いています。整備の合意とか、新ホールを協調して整備することに合意し、事業の推進に当たっては互いに協力し信義を重んじ本協定に基づき誠実に履行しなければならないとかね。こんなことは、当たり前のことだと思うのですが。

引き継げるものってこれぐらいのものと違いますか。あとは、既存施設の集約化とかね。あとは役割をほぼ書いてあるのです。何はこっちがするとか、こういう問題が起こったときはこうしようとかはあります。あるのですが、多分、担当課に聞かないと分からないでしょう。いやもういいです、どうせ同じ答弁なのですから。

それだったら改定なのではないか。市議会が新たな協定を結ばないのだったらということで反発しているのだったら、そのまま流用して使うけど、改定っていう言葉を使わずに、新たな協定を結ぶ。前の協定は白紙って言うと、今まで白紙にしたら徳島市にホールを造る根拠自体を失うって言うていて、白紙とは言えないから終了っていう言葉を使ったのかなと思うのですが、どのような御見解ですか。白紙と終了と廃止と何が違うのですか。教えてください。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

考え方や理念の引継ぎ、また白紙、廃止の考え方について御質問を頂きました。

これまでの考え方や理念を引き継ぐというのは、協定の中にある重要な新ホールを県市協調で整備することや、県立ホールとして県が管理することなど、本会議で知事が答弁したような新たな協定を結びたい方向性について引き継いだということでございます。

また、旧協定につきまして、白紙、終了、廃止という御質問でございますが、白紙でないのと同様に、県として廃止することは申し上げておりません。具体的な協定の扱いについては、担当部局で御審議いただくものと考えております。

岡委員

だから、何が違うのですかと聞いているのです。前の協定はなくなるのでしょうか。言葉は変えますけど。新しい協定にしたら、なくなりますよね。残したままで置いておくということ、これはこれで置いといて、違うものを作るということですか。置いておいたってしょうがないじゃないですか。予算も減額措置して、一切やりませんって方向性を出すのでしょうか。言葉を変えて、目くらましをしているようにしか見えないのです。

改定ということですよ。これは担当課に聞かないと分からないことですか。あなたたちも出席していたのでしょうか。知事と議論したのでしょうか。おられましたよね、その場所で。何で終了という言葉をおざわざ使ったのですか。前の協定は白紙化もしない、廃止もしない。せずに新たな協定を結ぶということなのですか。前の協定はどうするつもりなのですか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

協定についての手続の話、改定に係る手続の話でございますので、観光スポーツ文化部において御審議させていただくものと考えております。

岡委員

手続でないと言っているのです。廃止とかって何が違うのだって。

話をしていたのだろう。知事戦略公室なのだから、それは文言に関してだって、いろいろ知事さんとも協議しているでしょう。いたのでしょうか。一切聞いてないのですか。聞いてないのだったら、あなたたちの仕事って何でしたっけ。秘書業務も兼ねてやっている人たちが、わざわざ知事戦略公室と銘打って。これって非常に大きなプロジェクトですよ。知事がいろんなこと打ち出して言っていますけど、その中でも結構な金額を使って、結構大々的な話になってくるプロジェクトです。同席もしていて、いや担当課でって。手続のことなのだと。手続のことは聞いてないです。把握はしているでしょう。

また同じ答弁なので、どうせあれなんだろうけど。もうそういうことはやめたほうがいいと思います、せっかく発表したのですから。ちゃんと一から話をしたほうがいい。担当課ではないからあれなんだろうけど、伝えといてください。

だったら、何のために新しい協定を結ぶのですか。別に、改定でいったらいいじゃないですか。あなた方が言うには、内容も変わらないのに。

それこそ県が整備してというのは、理念ですか、これ。それって、具体的な役割分担じゃないですか。こういう信義を重んじて、しっかりとやっていきましょうみたいなことが理念ではないですか。これは別に引き継いだらいいと思います。

中途半端な言い方をするから、メディアの皆さん方だって書き様に困るし。困ると思います。今話を聞いたら、改定と思う。新たなって言っているけど、名称だけ変えて中身はそのままずっといっても、どうせ時間も掛からないし、すぐ着工できるし。白紙に戻せと言われ、改定はあかんと言っていたけど、改定でないという言葉にしといたら、これであんと言おうだろうというふうに、人をだまそうとしているようにしか見えません。個人的な見解ですが。他の方は違う考えがあるのかもしれないですが、ちょっとやり口がひどい。

今回の予算にしてもそうです。財政課にお聞きしたいのですが、当然補正予算で予算が出てくるということは予算の査定をしますよね。この補正の場合はされましたか、提出の

前に。

岸財政課長

補正予算の編成の過程ということで御質問を頂いたかと思います。

当初予算を編成した後の補正ですが、担当課から予算要求があったというところで、財政課として事業の内容を確認した上で、この度の補正予算の提出といったプロセスを経ているところでございます。

岡委員

当初予算には間に合わなかったかもしれません。追加の補正ということですが、説明を聞いたときに、ホールのやつね、協定をきちんと結び直しができるまでは予算を使いませんという話をしているわけです。

それはこれからですよ。これから。どうなるか分からない。協定の内容によっては揉める可能性もある。ひょっとしたらですよ。これは分からないけど。いつまで掛かるか分からない。

それを、何で最初に当初予算を出した後で、わざわざこの短期間に追加で出してこなければならなかったのか。絶対に追加で出さなければならない必要性のある予算であるという説明は、どのようなものがありましたか。

岸財政課長

予算の内容といいますか、恐らく趣旨としては、執行しない可能性のある予算について、なぜこのタイミングで提出したのかと認識した上でお答えさせていただきます。

予算全般、一般論の話でございますが、執行しない可能性というのものもあるかもしれませんが、同時に執行する可能性があるものでございますと、執行する可能性がある場合に予算を提出するのは、おかしいことではないのかなと思ってございます。実際の、執行の見込みがあるかないかという個別具体の話につきましては、財政課で責任を持った回答はなかなか難しいので、担当課にお尋ねいただければと思います。

岡委員

仕方がないと思うのですが。どんな話があったのですかと僕は聞いている。

聞いたのでしょう。じゃあそれは必要やねと予算を付けてきたわけじゃないですか。それなりに、財政課長や上の方々が、それは必要だなというような、妥当性や納得できる説明があったから予算を計上してきたと思うのです。それについてはどんな話があったのですか。

執行できる見込みがない予算を付けるべきではないと言うつもりもありません。できる見込みもあるかもしれません。

かもしれないところで、そのような予算を付けることによって、今後始まっていく議論が変な方向に進むってということも十二分に考えられるわけです。一部では、予算を付けたことで、既成事実を作って、議論もせずに無理矢理に自分の考えを押し通そうとしているのではないかという話も出てきているわけです。耳にも入ってくるわけです。そういう

ことに対する考慮は一切されなかったのか。財政課がそこまでする必要がないといわれれば、そうなのかもしれませんけど。

別に、事細かに一言一句間違わずに言えとは言いませんので。どういう必要があるから、わざわざ追加で、今回の補正予算を執行できるかどうか分からないし、協定がまき直せるかどうか、新たな協定がいつできるかどうか分からない。もっと言うと、話し合いをするのですから、できるかどうか分からないという中で、今回、この補正予算を承認して提出してきた理由をお聞かせください。

岸財政課長

財政課として予算を提出するに至った理由でございますが、1月20日まで早期整備プランのパブリックコメントをしていると、早期整備プランの担当課から、担当の委員会で御報告を差し上げたことを踏まえて、担当から予算要求があったところを受けて、財政課として事業を確認して提出に至ったところでございます。

予算を提出することに伴う影響やそうしたもろもろの具体案の中身につきまして、個別の話は担当課にお尋ねいただければと思います。繰り返しでございますが、御理解賜りたいと思います。

岡委員

御理解できないから聞いているのです、何回も言いますけど。

早期整備プランにしたって、ひょっとしたら、中身が変わってくる可能性がありますよ。県の役割ということで書いてあった、青少年センターと中央公民館、市立文化センターの一部機能を新しいホールに移転する。県の管轄は、基本的に青少年センターだけですね。中央公民館は違いますよね。いや、中央公民館は別のところにしますと言われたら、もう時間もあれだしって、必要性もいろいろ言われているからという話になるかもしれません。分かりませんよ。文化センターにしたって、いやもう機能移転ではなく、うちのうちで考えますっていうかもしれない。

そんな話が何にも、これからどうなっていくのかと。それは注視して、早くみんながうまいこと合意できる、一定程度の合意を得ることができるっていう形でできたらいいですが。

先に付けることによって、また予算を付けたから、無理くりにも通してくるのかって思われますよ。今までそういうやり方してきたじゃないですか。ちゃんとした合意も取らず、議会でも揉めているのに予算を付けて。基金にしてもそうです。積算根拠も示せない予算を出してきて、通してきたわけじゃないですか。それに対する不信感はものすごく大きいものになっています。当然、慎重に審議していかないといけないのに、議論していかないといけないのにつて言っていますもの。当たり前のことです。

その中で、この予算を承認することによって、出てくる影響とかは考慮に入れなかったのか。多分担当課に聞かないと分からないのだしょうと思いますけど。だったら、出してきて質疑をどうぞとか言ったら駄目です。できないのだったら。ここもそうですが。何の質疑するのですか。出てきているものに対して聞いているのです。認識は一にしておかないといけないのではないかな。採決を取るのは向こうでしょうけど。

これも以前から言っているのですが、ろくすっぽ説明もできないようなものを出してくるななんです。共有しとけて。知事戦略公室の人らも関わっているんだらう。行って、話を聞いているんだらう。何のためにおるのですか。理解ができない。何を言っているのか分からない。時系列だけを言うだけだったら向こうで聞くよ。別にいなくてもいい。秘書費で一千何百万円、何をしていたのですか。海外の旅費とかですか。プラスになっている。海外に付いて行った旅費なのですか。秘書費が増額になっていましたよね、これって何ですか。

一ノ宮知事戦略公室上席秘書幹

ただいま岡委員から、知事戦略公室の2月補正の秘書費に係る増額の要因ということで御質問を頂きました。

秘書費の増額の主な要因といたしましては、外交業務に伴う旅費の増でございます。

岡委員

そうでしょうね。そうやって言っているじゃないですか。外に出ていくのに付いて行ったので、たくさんお金が要ったのでしょうか。株式会社日建設計に行ったり、海外に行ったりとか。

このことについて聞いても、多分あれでしょ、担当課に聞いてくれなのでしょう。この日にこうやって行って、こういうところを回って、こうしてきましたは言うのだろうけど。要らないって。だったら、あなた方が行かなくても、そこの担当課の人を連れていったらいい。直接担当の人を連れていったほうが、話が早い。さっきは、こんな経緯でこうなりましたって、意気揚々と答えていたけど。大した中身も聞いていないのに、それは担当課でお答えいただいと。

財政課は財政課で、受けたのでしょうか。必要な予算だから出してきたのでしょうか。必要とは思いませんよ、今たちまち。臨時会を開くなり何でもできるでしょう。どうしても急がないといけない必要なものであれば、臨時会を開いてくれと言って審議してやったらいいと思います。

うちはやっているのだとパフォーマンスしたいだけでしょ。ほかに足を引っ張っている人がいるのだと、私は頑張っているのだと。私はスケジュール通りにやっているのに、周りが足を引っ張るって言うのでしょうか。責任転嫁しているだけじゃないですか。

もういい加減にしてくれなのです。僕はちゃんと中身の話がしたいのです。政策に関しても、ほかのことにしても。めちゃくちゃしているのはあなた方ですよ。そのことはよく頭に入れといてください。その場しのぎで嘘八百言っているようにしか聞こえませんよ。

本気で徳島県を良くしていきたい、市と協調していろんな事業をやっていきたくていうのだったら、ちゃんと手順を踏め。何回言わせるのですか、こんなこと。問題になりますよ、今回の予算。そうやって取る人は絶対出てきます。そのときも、いや担当課が言ってきたから担当課に聞いてくださいと言うのですか。いつまでも責任逃れはできませんよ。このことははっきり言っておきます。

最初から、いろんな人が言っていたように、協定にしたってそう、ほかの問題にしたってそう。ちゃんと議論してワーキンググループができたのだから。グランドデザインにし

たってそうです。本当にきちんと議論して積み上げて出してきたものだったら反対だっていなかったかもしれない。中身についての議論になっていたかもしれない。

これは担当も何も関係ないですが、一例で言いますけど、本会議でそうやって言うたでしょう。市のグランドデザインがいつまでも出てこないから県が出したのだと。誰がそんなこと頼んだのですか。ありがた迷惑です。押し付けるようなやり方をして、勝手に発表して。いやあいつらがしないからって。考えていたのかもしれない。いつか協議すると思っていたのかもしれませんがよ。これを勝手に発表して、批判を食らったら、いやあれはイメージであってこれから話をするのですって。だったら、説明もろくにできないようなものを出してくるななんです。今回だってそうですよ。よく肝に銘じておいてください。説明できるようになってから出してこい。

今回の補正予算第1号の議案については、もうとてもじゃないけど承認はできないので、反対をさせていただきたいと思います。そのことだけは伝えておきたいと思います。

北島委員

岡委員から様々な意見がございましたが、一言で言うと何も見えないままに、我々はきちんと審議しようと思っているのですが、それを判断するだけの材料がないのです。いわゆる、先ほど言われた根拠がない。証拠がないから疑問ばかりになってしまっただけ。だから時期尚早という話も出てきますし、我々は反対せざるを得ないのです。

というのは、ホールを建てるのが本当の目的ですが、そこに掛かってくるのは県民の皆さんの税金なのです。我々は、県民の皆さんから負託を頂いて、この場に立たせていただいています。本当にその税金の使い方が良いのか。また県民の皆さんがホールは当然造ってほしいと思っているけれども、今はこれだけ物価高騰しているのだから、こっちにお金を使ってほしいとか、医療に使うしてほしい、子供のために使ってほしい、そういう、いっぱいいろんな思いはあるのだけれども、明確な大事なお金をどこに使うかという根拠が全く見えないのが、このホールなのです。

これだけの大きなお金をこれから使っていく。岡委員が言われるのは、まさしくそこであって、我々が判断できかねる状況、だけど前へ前へと進もうとしている。このギャップです。

しかも、この前の長池議員の代表質問にあった、パブリックコメントの内容を発表されておりましたが、県民の皆さんの中にも様々な意見がある。知事が進めようとしている、県が進めようとするに対して、そのホールに対することだけではなくて、県政に対することに対しての思いと乖離^{かい}があり過ぎると思うのです。県民の皆さんが本当に望んでいるところと、今県が一生懸命やっているところが。今それで問題になっているホールがあるから、そこだけクローズアップされてしまいがちになっていることも問題ですが、ここをきちんと整理することが私は大事だと思う。

私はこの前、12月に付託委員会で申し上げたのですが、私は、20億円の基金の話をしていただきました。なぜ20億円という金額を設定したのかと、議事録はありますかということをお話しさせていただきました。

だけど、それは担当部局ですと、先ほどと同じ答えでした。無いのかなと思っていて、私も気付かなかったのですが、まちづくり・魅力向上対策特別委員会で当会派の井下委員

が同じように20億円を決めた議事録は有りますかと質問して、12月の半ばぐらいに、まちづくり・魅力向上対策特別委員会の委員の皆さんだけに、打合せ記録簿ということで配られております。無いですか。

（「皆に配っているということですか」と言う者あり）

私はそう聞きました。この20億円は議決されているので中身は問いませんが、20億円が決まった協議録はこれですと来ました。これに書いていることを読ませていただきます。抜粋です。20億円という文言が出てくるところだけ言います。

市から求めのある応分の負担への対応についてということで、②まちづくりを強力に進めるためには一定規模が必要であるため、基金の規模については20億円程度と想定している。これだけです。これは結果です。協議録でも何でもなくて、結果であって、このまま議会に出してきて、こう決まりましたというそのままです。

公文書管理について再度確認します。こういった目的で、この公文書を作成するのか。改めて、前回も言っていただきましたが、公文書本来の目的を教えてくださいませんか。

野上法制文書室長

ただいま北島委員から、こういった目的で公文書管理を行うべきであるか、御質問を頂きました。

今年度から施行しております公文書管理条例においては、その目的を達成するため、実施機関の職員は当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程や、事務事業の実績を合理的に後付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微である場合を除き、文書を作成しなければならないと定めております。

さらに、当条例の解釈、運用について、統一的な基準を示す公文書管理ガイドラインにおいては、国の公文書管理法に基づくガイドラインの考え方と同様に、内部の打合せや外部の者との折衝等を含め、条例や予算、公共事業などをガイドラインで示す業務に係る政策立案や事務事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする旨、明示しております。

これらのことから、職員が行う内部の打合せや外部の者との折衝等が特定の業務に係る政策立案や、事務事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等に該当する性質のものでありましたら、文書を作成する必要があることとなります。

なお、公文書管理条例及び公文書管理ガイドラインにつきましては、飽くまでも公文書管理における基準を示すものでありまして、個別具体の事案が文書を作成すべき打合せ等に該当するか否かにつきましては、事務を所管する各所属において判断することとなります。

北島委員

最後におっしゃられました基準は、各部局で判断すると言われました。これはまとめて言いますが、今の御説明の中で皆様お聞きしたと思います。実施機関の職員は当該実施機関における経緯も含めた意思決定に係る過程や事務事業の実績を合理的に後付け、又は検証することができるよう文書を作成しなければならないとあります。

また、内部の打合せや外部の者との折衝を含めて政策立案、事務事業の実施と方針等に影響を及ぼす打合せ等について文書を作成すると明示されております。

担当部局がどうかは後で確認しますが、これ今から50年たったあと、ここにいる人が誰もいない中で、当時のこの20億円はどうやって決めたのだろうねと、この文書を出してきたときに分かりますか。どういった話をして、この20億円の妥当性はこの打合せ記録簿で分かりますか。知事は透明度アップを盛んにおっしゃっていますが、できていないです。

私は、この議論を作りながら思ったのが、どこかで聞いたことがあるなと思いました。記念オケです。あの時も多分、委員会で同じような話をされていたと思います。私ではないですが。県民の皆様とか、我々議員が疑問に思うことは、きちんと文書を残すべきだと思います。

改めて、この文書、令和6年8月30日の打合せ記録簿の担当部局はどこになりますか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

打合せ等記録につきましては、知事戦略公室において作成、確認をしたものでございます。

北島委員

作成をされました。担当はどこですか。

去年12月に、打合せ記録簿を出してくれと言ったら、その時点で有ったか無いか分かりませんが、今、この当時の議事録も持ってきていますが、私も中途半端な質問だったかも分かりませんが、私から、基金の算定根拠にこれから進んでいこうとしているところなので、具体的な回答なり、内容を出していただきたいと要望しますが、いかがでしょうかと質問させていただきました。

上田企画総務部長は、企画総務部や知事戦略公室所管のものについては、丁寧に誠実に答えさせていただいたところではありますが、所管外のところについては、私どもから申し上げるわけにはいかないと言っています。

これを作ったのは、知事戦略公室でしょう。私が求めていたのはこれなのです。20億円の基金の根拠や後の市との打合せには、これに基づいて打合せをただけであって、まず、ここが根拠なのです。ここに何も書かれていない。徳島市との協議の打合せ簿につきましては、発言録でもあるのです。名前は書いていませんが市側が何を言った、県側がこういうことを言ったという発言録まで残っているのです。だけど庁内協議は、結果だけしか残っていない。これが一番の問題であって、これは今、基金の話をしていますが、今回の土地の話や協定の話が不透明なのはここだろうと思うのです。

ちなみに、先ほど、1月29日に県と市の幹部の皆さんが意見交換したとおっしゃっていました。2月7日に庁内協議をされた、またその後、県と市が協議をされた。この議事録は、いつ我々に見せていただくことができますか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

徳島市との協議については、記録を作成しているところでございます。記録内容の正確性を担保するため、現在、会議参加者全員に確認していただいているところですので、確

認が済み次第、提供させていただきたいと思います。

北島委員

このホールの所管は経済委員会ですね。25日に観光スポーツ文化部ですか、そこで具体的な話をされますよね。この議事録はそこに必要になってきませんか。我々議員が、経済委員会の委員が判断する、本当にこれに税金を使ってよいのか。事業を進めてよいのか。委員が判断するためには、この議事録が私は必要だと思います。当然相手方があるので、確認は必要と思いますが、そういった資料もないままに判断しろというのは、不誠実だと私は思います。

私もこうやって文句というか言いたくないです。この政策は本当に県民の皆さんにとって良いのか、将来の徳島県にとって良いのかという判断をしたいのです。先ほど予算の出し方の話もありましたが、我々がきちんと県民の皆様の負託に応えられるような、議会運営はこちらですが、そういったことも考慮していただきたいと思います。

2月13日までの3日間の議事録を出せる目途は、まだ何もございませんか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

徳島市との協議録については、確認が済み次第、速やかに提供させていただきます。

北島委員

では、2月7日の庁内協議についてはいかがですか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

提出させていただく協議録は、1月29日の徳島市との協議、2月7日の知事協議、また2月13日の徳島市との協議でございます。

北島委員

三つセットで最終的に出してくるということですね。できれば経済委員会できちんとした審議をするためにも、今日中には出していただきたいと思います。是非ともその辺は考慮して、市にも早急に確認をしていただいて、出してくれるように今からでも要望してください。それが、我々議員だけではなくて、県としての県民に対する責任だと思いますので、是非とも要望させていただきます。

あと、いろいろ聞こうと思うのですが、多分経済委員会になりますので、全般的にですが、明確な根拠、説明、議事録、これから市との協定が白紙になるのか、改定なのか、終了なのか、分かりません。協議されると思いますけど、庁内でも話をされると思いますが、きちんとした根拠が示せるように、この公文書管理条例にきちんとのつとった文書管理、文書の作成をしてください。

今、県にはこの公文書管理の委員会がございません。実際には、第三者がその公文書を審査するというか、そういった委員会を作っているところがあります。これがないです。いわば作りっ放しで、判断は各部局に任せるということです。

この状況であれば、これも今後必要なのかと。きちんと審議ができる証拠、根拠となる

ものがきちんと作られていれば、そんなものは要らないと思いますけど。管理委員会まで作るような恥ずかしいことはしたくないと、私は思います。そうしないと、きちんとした文書が作成できないのか、管理ができないのか、そういうふうに思われてしまいます。

是非とも、今後についてもきちんとした文書管理、記録を残していただくよう、強く要望して終わります。

岡田（晋）委員

私も県議会議員になって約2年になります。その中で、今までは全然ホールの問題には興味がなかったのですが、県議会議員になって、会う人、県内の人、もちろん選挙区の人、全てにホールの問題をどう考えていますかと言うと、一言言われます。県はなぜ早くしてくれないのかと。県がするようになったのだろうって。知事がすると言うのだから、あなたは足を引っ張っているのではないかと言われます。いや、私はきっちり意見を言って一日でも早く造ってもらうことを願っていますから、きちんとその意見は申し述べていますと、私は明言しております。

そして、今回提出されました、令和7年度第1号補正予算につきましても、行政は、当然、今まで一つ終わったら次をするというような、そういうスピード感を持ってやることはありません。その中で同時進行といたら失礼ですが、やっていくのも一つの方法だと思います。

例えば、道路を造るときに用地交渉が100%できていない場合でも予算を取って、一生懸命用地交渉をして、そして工事をして道を広げるということを、ずっと私はやってきました。ですから、そういった行政の手法を新たに考えていく必要があるという私の意見を述べて、今回、県民生活に密着した、この総務委員会での質疑をさせていただきます。

本来、生活を豊かにするために、いろんなことを私たちも議論していくので、まずは、管財課にお聞きします。

県の各施設における平常時の連絡先についてお聞きします。

今月一日、私は県道市場学停車場線を市場に向かって阿波麻植大橋を軽トラで通行中、通報によりオートバイで駆け付けた警察官が、道路上に落とされている複数の竹の回収に困っていた様子を見て、一緒に竹を拾い、2mほどの竹9本を積んで県の吉野川庁舎に届けに行きました。

庁舎に着いて、道路管理の部署に電話しても、閉庁不在の案内ガイダンスが流れるだけで大変困りました。

そこで、お聞きしたいと思います。県各庁舎における閉庁時の県民からの緊急連絡を受ける体制や連絡方法は、どうなっているのでしょうか。

千崎管財課長

ただいま岡田委員から、閉庁時におけます各庁舎の緊急連絡を受ける体制や連絡方法について御質問を頂きました。

管財課からは、所管する万代庁舎及び吉野川庁舎をはじめ、6合同庁舎の現状について御説明させていただきます。

まず、閉庁時に受ける電話番号につきましては、万代庁舎代表番号に掛ければ、ガイダ

ンスにより緊急連絡先の案内が流れるようになっております。その上で緊急連絡先である監視室から各庁舎の緊急連絡窓口連絡し、窓口の方からそれぞれの担当者につながるという体制を取っております。

岡田（晋）委員

私のように各庁舎に直接出向いた方用の各建物の入り口に、閉庁時における連絡方法や連絡先を掲示しておく必要があると思います。

また、ホームページなどでの案内も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

千崎管財課長

閉庁時におけます、直接出向いた方に対する連絡方法や連絡先の掲示、またホームページなどでの案内について御質問を頂きました。

今回の委員の経験を踏まえまして、所管する全施設において、緊急時の連絡先を庁舎の入り口に掲示したところでございます。

また、県民ふれあい課と連携しまして、時間外の連絡先につきまして、自動音声ガイダンスで案内することを明記するとともに、緊急連絡先、県庁連絡先等のワードで検索すれば、時間外の連絡先にヒットするよう、ホームページの改善も行っていたところでございます。

岡田（晋）委員

素早い対応をありがとうございます。引き続き、県民目線に合わせた行政サービスの向上を図っていただきたいと思います。

次に、県庁障がい者等用駐車場の増設についてお聞きします。

先月31日に県民ホールでマルシェが開かれていて、買物に行きました。その時に、後藤田知事を見掛けました。ちょうどそこに県民の方が来られ、知事に県の職員さんですかと声を掛けられました。はい、そうですと答え、その方は、障がい者用の駐車場が一杯でとめられない、とめられる場所を教えてくださいとおっしゃいました。

私が議会の駐車場を案内しますと申し出ました。結果、少し待って、予定の場所に駐車できました。その場で、その方は、管財課の方に事情をお話しされ、その日のうちに管財課は1台分の駐車スペースを作ってくれました。まずはスピード感のある対応をありがとうございました。担当された方に感謝申し上げます。

そこでお聞きします。万代庁舎に障がい者等用駐車場は、何台分あるのでしょうか。

千崎管財課長

ただいま岡田委員から、万代庁舎における障がい者等用駐車場の台数について御質問を頂きました。

行政棟におきましては、今回追加で整備しました1台分を合わせ、北玄関前に5台分、また議会棟玄関前に1台分の合計6台分を確保しております。

岡田（晋）委員

6台分あるとのことですが、先日のように利用したくても利用できないことがないようにするべきだと思います。また、裏にあるのも今の時代感覚に合わないと思います。

利用されている方からお聞きしたのですが、現在の建物の北側裏だと人通りも少なく、車椅子から落ちたり、トラブルがあった場合に助けてもらえないので困っていますとのことでした。

県庁正面の人通りの多い一番便利な明るい場所に障がい者や妊婦さんなどの駐車場は設けるべきだと思います。昨年6月の付託委員会で、駐車場から県庁正面玄関に歩いていく途中にある、昔、水が流れていた四角い50本、これは以前の市町村の数ですが、棒状のモニュメントを撤去し、その場をすっきりとして駐車場からの動線をスムーズに確保できるようにしていただくことを要望いたしました。

その時は活用方法を考えていただきたいとの要望で、活用方法までの提案はしていませんでしたが、正面玄関に近いスペースなので、この場所を整備し、障がい者等用駐車場の確保すれば、足りていない障がい者等用駐車場の確保もできます。

そうすることによって、県庁に来られた方に対しても、今までにない思いやりを感じていただけるかと思いますが、いかがでしょうか。

千崎管財課長

ただいま岡田委員から、正面玄関に近いスペースでの障がい者等用駐車場の確保について御質問を頂きました。

今回のケースのように、利用者に御不便を掛ける状況については回避する必要があると認識しており、直ちに1台分を整備したところでございます。

北側玄関前に障がい者等用駐車場を整備した理由につきましては、玄関に一番近い場所で駐車スペースが確保できること、また障がい福祉課にも近い場所であったことが理由として挙げられます。

6月の委員会での委員からの御提案を受けまして、モニュメントを撤去し、障がい者等用駐車場を整備することを検討しましたが、多額の費用が掛かることが分かりましたので、引き続き活用方法について検討を行うこととしたものでございます。

今後、障がい者等用駐車場の利用状況も見ながら、運用面での対応を含め研究してまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

今、説明されたのですが、6月の時に私は障がい者等用駐車場を提案しておりません。それだけ申し伝えておきます。

昨年の8月より、駐車場の1台当たりの駐車スペースが広がり、県庁に来られる皆さんはとても喜んでおります。具体的に申し上げますと、幅が2m10cmであったものを2m65cmと、今の2m50cmの規格より更に広くしていただいて、皆さん喜んでおられます。

今回の提案を実施していただけると、障がい者等の方々はもとより、県庁に来られる全ての人々が、一般駐車場からの移動もスムーズに行えるようになり、県民皆さんの利便性の向上にもつながるものです。

是非、一日でも早く今回の提案を実現していただきますよう要望して、管財課への質疑

を終わります。

続きまして、最後になります。財政課にお聞きします。

昨年の本委員会で県民生活に密着した県道の維持修繕予算の増額を要望し、2月補正予算で5億円が追加されました。県民一同、大変喜んでいると思います。

そこで、その財源となるかと思いますが各種基金の債券の運用についてお聞きします。

昨年12月時点の数値が、先日新聞報道されました。基金の主なものとしては、財政調整基金と減債基金があると思います。その二つの基金の残高の推移と、そのうちに占める債券の額、割合、そして主な債券の名称と種別を教えてください。

岸財政課長

岡田委員より、基金の残高や債券運用について御質問を頂きました。

まず基金でございますが、財政調整基金の残高をこの3か年で挙げますと、令和4年度末時点で197億円、令和5年度末190億円、令和6年度は見込みでございますが186億円となっております。

減債基金につきましては同じく3か年、令和4年度が804億円、令和5年度では821億円、令和6年度見込みは840億円となっております。

債券の運用に係りまして、本県は、主に減債基金について債券運用を行っております。

減債基金は満期時に一括して償還する地方債の借入れに合わせまして、将来の償還財源として積み立てているところですので、長期の残高が見通せるところでございます。

したがいまして、銀行預託よりも高利率かつペイオフ対策に有効でございます債券での運用を行っておりますところでございます。具体を申し上げますと、例えばマイナス金利下の令和3年度におきましては、銀行預託の利率は0.007%となっておったところ、10年債の表面利率は約0.2%、約30倍程度でございますが、そうした債券を調達するなど、可能な限り効率的な運用を行ってきたところでございます。

なお、現在保有してございます債券の金額につきましては479億円でございますが、具体のところ、その内訳は国債が65億円、地方債が244.5億円、政府保証債等が169.5億円となっております。

岡田（晋）委員

県では効率的な基金運用を行うため、銀行金利より利回りのよい債券による運用を行っていたことが分かりました。

確かに銀行金利と債券の代表格である国債の金利では、マイナス金利時代もそうでしたが、格段に差があります。ペイオフ対策も重要です。

それでは、基金を各種債券や定期預金として運用する基準はどのようになっているのでしょうか。また、運用決定の仕組みはどうなっているのでしょうか、お聞きします。

岸財政課長

債券の運用方針についてお尋ねがございました。

財政調整基金をはじめとする積立金でございますが、地方財政法第4条第3項に基づきまして、金融機関への受託、国債、地方債等の借入れと確実な方法により運用することと

されてございます。

これに基づきまして、本県の公金管理の指針を定めておるところでございまして、それにのっとりまして、安全性の高い国債、地方債、政府保証債などを購入することとしてございます。

基金における運用についてでございますが、基金を積み立てる趣旨を没却しないよう留意しながら、その運用益を確保することが重要でございます。各基金の担当部局とともに債券を購入した上で、満期保有しても財政運営上支障がない額を勘案しながら債券運用を行うこととしてございます。

岡田（晋）委員

基金は積み立てたり、取り崩したりすると思います。地方財政法第7条第1項の規定では、各年度の剰余金2分の1以上について、積み立てたり、又は償還期限を繰り上げて行う地方債償還の財源に充てなければならないとあります。

まさしく財政調整基金と減債基金のことですが、その基金の運用で、県は満期までの保有を原則としているため、評価損算定は必要ないとのこと。私もそう思います。

一概に債券保有額と評価額を比べることは、現実ではないと思います。県内市町村全てにおいても同様だと思いますが、事情があり取り崩しせざるを得ない場合においては、評価損が現実化する可能性もあります。

そこでお聞きします。

県における基金についての債券の運用収益は、毎年基金ごとにどれぐらいあり、歳入の財源収入として幾ら受け入れているのでしょうか、伺います。

岸財政課長

債券運用益についての御質問でございました。

県における債券の運用利息につきましては、利息が発生するたびに基金への積立てを行ってございますが、令和6年度の実績におきましては約2.4億円の利益を見込んでおるところでございます。

岡田（晋）委員

これからも、堅実な基金の運用を図り、収入の増加に心掛けていただき、予算の編成において、県民に喜ばれる、県民生活に密着した、県民に寄り添う内容で使われる予算の新設や増額をお願いして、私の総務委員としての質疑を終わります。

東条委員

今回、新ホールの問題ですが、新しい県政を創る会からは長池議員が代表質問をしました。

パブリックコメント、県民の声ということで取り上げていただいたのですが、私も新しいホールができるのをすごく待ち望んでいる一人なのです。私の尊敬する、日本舞踊を新しいホールで踊りたいという方が昨年、他界されたのです。そんなこんなを思うと、本当にもっと早くできたら良かったなというものもあるのです。

私は今、知事が進められている新しいホールを邪魔するつもりは全然ないのですが、新しい県政を創る会としては、皆思いはバラバラなのです。皆違います。でも、知事がこういうふうになりたいと思うのであれば、もっとスムーズに進めていただきたいというのがあります。

前回の20億円もすごくしこりが残るのです。今回のホールの問題、これも3億円出す。これまで、元のホールも設計段階で8億円要ったそうですが、それは結局、破棄することになります。

新しい設計も8億円。まずは3億円、次は、また令和8年度に5億円というふうに使われるのかもしれませんが、私は今の徳島市の状況を見て、まちづくりを本気で考えているのであれば、もっと徳島市と協力ができるように丁寧に考えていただきたいと思うのです。知事戦略公室として、徳島市とどういうふうな関係を作っていこうと思われているのかを聞きたいと思います。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

新ホールの関連で、徳島市とどのような関係を構築し、進めていこうとしているのかという御質問かと思います。

新ホールに関して申し上げますと、ホール整備を着実に進めていくためには、徳島市における議論の進展が必要であると認識しております。

県といたしましては、先ほどの答弁と重なりますが、1月29日、徳島市にも進め方を丁寧に協議、調整してきたと考えております。

2月7日に行った知事との協議につきましても、市からの申入れを尊重するような形で協定改定、土地の扱いについて方針を確認したところでございます。

この結果、2月13日には、県市双方の理事者間となりますが、今後の方向性も確認できたものと認識しております。

市政における重要政策の具体的な進め方は、徳島市において、お考えいただくものと思っておりますが、何より県市協調で様々な施策を進めていくことが県民市民の利益になると認識しており、今後とも関係部局と共にしっかり徳島市はじめ関係者との調整を丁寧に進め、県市協調で取り組んでまいりたいと考えています。

東条委員

丁寧にやっていただきたいとお願いしておきたいのと、先ほど徳島市との協定をまき直すということで、平山委員からもこれまでのいきさつとか、今後のスケジュールとか、それは関係部局とも連携していかなければいけないと思うのですが、私は、知事戦略公室というのは知事の言うとおりにするというのではなく、大所高所から徳島県にとって知事がどう動けばいいのか、どういうふうな状況を作っていけば市とうまくやっていけるかっていうのを見るのが知事戦略公室だと思うのです。

苦言と思ってもそのことを発する。今回、白紙とは言わないのですが、もう一回組み直すということに関しては、私は最初からきっちりやり直していただいて、皆さんの税金ですので、市民も県民もある程度納得できるような状況を作るのが公室の役割だと思うのです。その点はどういうふうに。

全部その担当課って言われるのですが、先駆的に公室が音頭を取ったり、知事に助言とか苦言をしたりするところではないかと思うのですが、その点は、どういうふうにお考えなのでしょうか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

知事戦略公室の業務を進めるに当たりましては、今、委員から御指摘があったように、県民市民の方が十分納得いただける方向性、また市の理解をはじめ、関係者の御理解、御協力を頂くやり方、業務の進め方をしていくべきと考えておりますので、今後とも業務の進め方に当たっては、委員御指摘のありました点を十分留意してまいりたいと考えております。

東条委員

早かったら良いっていうものでもないです。中身が充実している機能を持った文化ホール、どこにも誇れるような文化ホールというのも絶対頭に置きながら、今は早かったら良いような状況で突き進んでいっている感がするのです。

これまで30年ぐらい掛かっているのですが、この掛かった分の見返りっていうか、それは市民も県民も待っていると思いますので、その辺は知事戦略公室に懸かっていると思いますので、公室を挙げて是非、県民のための新しいホールを作っていただくよう、強く要望して終わります。

北島委員

すみません、追加で確認させてください。

先日の当会派の寺井議員の代表質問に対して、知事の答弁の中の、今回の県市基本協定についてです。

先ほどもありましたが、考えや理念を引き継ぐとか、引き継ぐべき項目などを整理した上で終了させる財産譲与契約の規定に従い、徳島市が解除権を行使する場合には土地を返還したいと考えております、続いて、これら県市基本協定や財産譲与契約の扱いについては、今定例会においてより詳細な説明をさせていただきたいと考えておりますと、答弁されました。

この説明はどこでされる予定なのでしょうか。

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

詳細の御説明につきましては、観光スポーツ文化部において、所管の委員会でさせていただくものと考えております。

北島委員

最後の最後までそうなると思いましたが、当然詳細というか、説明は担当部局ですが、ここで詳細な説明のいわゆる大項目であるとか、トピックスというか、大体こんな感じみたいなものは説明できますか。

今、皆さん公室の中で、その情報は共有されておりますか。

福山委員長

小休します。（14時17分）

福山委員長

再開します。（14時17分）

木野内知事戦略公室戦略プロジェクト統括監

私どものほうで、詳細を説明できる情報は持ち合わせておりません。

北島委員

それが実情でしょう。

それがやはり物事が前に進まないというか、県庁の中でのコンセンサスというか、この委員会でもなかなか議論が噛み合わないという原因ではないですか。

12月も申し上げました。知事は、横串を刺していく、部局に横串を刺して様々な事業をやっていくとおっしゃったと思います。すばらしい組織の運営だと思います。それができていないです。先ほども透明度アップが不十分だと申し上げました。

知事が、いろんなすばらしいアイデアを提案されているのですから、それを実現していきますしょう。

そうすれば、こういったホールの問題もスムーズに進むかと思いますので、今年は、これで終わりですね。また来年度もよろしくお願いします。

福山委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

知事戦略公室・企画総務部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、知事戦略公室・企画総務部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第16号、議案第17号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第60号、議案第61号、議案第64号、議案第65号、

議案第76号、議案第77号、 議案第84号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第 6 号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

上田企画総務部長

請願第 6 号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願について、国の動向を説明させていただきます。

一昨年10月、ハマス等のパレスチナ武装勢力のイスラエルへの攻撃によりまして、一般市民が犠牲になるとともに人質として拘束されたことを受け、イスラエル軍が自国及び自国民の安全確保のために、ハマスが事実上掌握するガザ地区に対して空爆や地上作戦を行う中、一般市民にも犠牲が生じております。

こうした中、日本政府におきましては、昨年 7 月、G 7 外相会議におきまして、パレスチナ国家樹立を通じた 2 国家共存による永続的で持続可能な平和を確認するとともに、昨年11月には、G 20 首脳宣言におきまして、中東危機の激化による人道状況の悪化に懸念を示し、停戦に向けた取組への支持を表明いたしました。

その結果、去る 1 月 15 日には、ハマスによる人質の一部解放とイスラエル軍のガザからの漸次撤収などを内容とする 6 週間の停戦合意がなされ、収束に向けて大きく前進したところです。

日本政府においては引き続き、関係国、関係機関との間で意思疎通を行いつつ、人道状況の改善、復興及び統治に関する国際的な努力に積極的に関与し、長期的な地域の平和と安定の確保に向け、粘り強く積極的に取り組みされてございます。

以上でございます。

福山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第6号

これをもって、知事戦略公室・企画総務部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

知事戦略公室・企画総務部関係の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重していただき、今後の諸施策に反映されますよう強く要望しておきます。

さて、我が県を取り巻く社会課題が複雑化する中、県職員の皆さんが庁舎の外に足を運びそれぞれの知見を広げていただくことは、今後ますます重要になります。

先ほど旅費条例の改正案を可決すべきものと決定いたしました。複眼的な視点に立った政策立案をしていただくため、外部の方との意見交換や現場に触れる機会の拡大につながるような、例えば公務出張に合わせて先進的な取組の情報収集に行きやすくするなど、柔軟な対応ができるよう、時代に合ったルール・制度の在り方について、引き続き検討いただきたいと考えております。

結びとなりますが、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続きそれぞれの場で、県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

1年間どうもありがとうございました。

上田企画総務部長

私からも、本年度最後の委員会ということで、知事戦略公室・企画総務部・出納局を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま福山委員長から、御丁重に御挨拶いただきまして、誠にありがとうございます。

福山委員長、浪越副委員長をはじめ、委員の皆様方にはこの1年間、持続可能な行財政運営や最適な組織づくりの推進に加えまして、DXの推進など、様々な案件につきまして終始熱心に御審議を頂き、幅広い視点から様々な御意見、御議論を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様方から頂きました貴重な御意見等につきましては、私ども職員一同、今後の県勢発展に十分に生かしてまいりたいと考えております。

また先ほど委員長からお話がありました、公務出張の機会を捉えた先進地視察など、職員の自己研鑽^{さん}を後押しするようなルール・制度の在り方については、職員の幅広い視野^{かん}の涵養や効果的な政策形成が図られますよう検討してまいりたいと考えてございます。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、我々職員に対しまして、今後もお一層の御助言、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがお礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間どうもありがとうございました。

福山委員長

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時24分）